

## アマゾンジャパン（小売部門に設置されたホーム事業部等）

### 優越的地位の濫用の疑い

#### 取引上の地位が劣位にある納入業者

#### 減額

- 在庫補償契約（注1）を締結することにより、当該契約で定めた額を、納入業者に支払うべき代金の額から減じている。

#### 金銭提供

- 納入業者から仕入れた商品の販売においてアマゾンジャパンの目標とする利益を得られないことを理由に、金銭を提供させている。
- 本件共同マーケティングプログラム契約（注2）に基づき提供すべきサービスの全部又は一部の提供を行うことなく、サービスの対価に係る金銭を提供させている。
- アマゾンジャパンのシステムへの投資に対する協賛金等の名目で、金銭を提供させている。

#### 返品

- 過剰な在庫であるとアマゾンジャパンが判断した商品について、返品している。

- （注1） アマゾンジャパンが納入業者から仕入れている商品の仕入価格が引き下げられた際に締結される契約で、当該商品のアマゾンジャパンにおける在庫数量に仕入価格の変更前後の差額を乗じるなどして算出された額を、当該納入業者がアマゾンジャパンに支払うことを内容とするもの。
- （注2） アマゾンジャパンと納入業者との間で締結される当該名称の契約のうち、アマゾンジャパンがAmazon.co.jp上の特定の箇所に当該納入業者から仕入れた商品に係る情報を掲載するサービスを提供し、当該納入業者は、その利用に係る対価として毎月アマゾンジャパンに金銭を支払うことを内容とするもの。

通知（公正取引委員会）

## 確約計画の概要

- ① 違反被疑行為を取りやめること
- ② 違反被疑行為を取りやめる旨等、業務執行の決定機関による決定
- ③ 納入業者への通知・従業員への周知徹底
- ④ 違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ⑤ コンプライアンス体制の整備
- ⑥ 納入業者への返金等（金銭的価値の回復）
- ⑦ 上記①～⑥の履行状況の報告

申請（アマゾンジャパン）

公正取引委員会の認定（措置内容の十分性・措置実施の確実性の要件を満たす）